

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第4準備書面

令和6年1月29日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 野村雅之

同

弁護士 中山修身

同復代理人

弁護士 今崎光智

同復代理人

弁護士 横澤秀明

先行行為には憲法違反はなく違法性がないこと

- 1 村岡知事が行った参拝は、以下で整理するとおり、政教分離原則に違反しない（憲法20条3項）。

また、原告らが主張するその他の憲法違反もないことは、被告第2準備書面の認否の理由で、既に反論した。

2 政教分離原則についての最高裁の考え方

(1) 最高裁昭和52年7月13日判決（津地鎮祭事件）・民集31巻4号533頁等〔判解20〕。

ア 憲法20条3項により国や地方公共団体が行うことを禁止される「宗教的活動」とは、「当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。」とされている。

そして、「ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」とされている。

このような判断方法は、講学上、「目的効果基準」とされているものである。

イ 憲法において禁止されている宗教的活動に当たるか否かは、国や地方公共団体が行う行為（本件では知事らの行為）がその目的、効果にかんがみていかなる意味を有するかによって判断される。行事の主催者側（本件では護国神社等）にとっての本来的意義がいかなるものであるかを究明することによって決せられるわけではない（判解平成14年度558頁（最判平成14年7月11日（大嘗祭事件）・民集56巻6号1204頁のもの）参照。判例タイムズ1330号82頁の解説文参照。）。

この点は、本件の宗教的活動の該当性を判断する際には、十分に留意されなければならないことである。

(2) 最高裁平成22年1月20日判決（空知太神社事件・民集64巻1号1頁）

この判決では、目的効果基準に言及することなく、「総合判断による」とさ

れた。そのため、学説上では、最高裁多数意見は、目的効果基準に消極的な見解をとるにいたったのではないかとともにされた（芦部信喜著『憲法第8版』176頁）。

しかし、空知太神社事件の最高裁判例解説では、次のとおり説明されている。

すなわち、最高裁は、政教分離原則に関する合憲性審査基準について、「国家と宗教とのかかわり合いは、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる程度を越えるものと認められる場合に許されないものとなる」とする基準を、中核的・基底的な判断枠組みとしていると思われるとし、「宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ」との判断基準（いわゆる目的効果基準とされている点）については、上記の中核的・基底的な判断をする上での着眼点を提示した部分であると思われるとしている。その上で、1回限り（継続的ではなく、ある特定の時点）の作為的行為の憲法適合性が問題とされる場合、少なくとも、当該行為の目的及びそれが一般人に対して及ぼす効果について全く考慮することなく、中核的・基底的判断を的確に行うことはおよそ不可能であるとし、この目的及び効果は、1回限りの作為的行為の場合には、最低限の着眼点として、一般的有用性があることは、なお強調してよいと思われる、とされた。

(3) 最高裁平成22年7月22日判決（白山比咩（しらやまひめ）神社事件・判例タイムズ1330号81頁）

前記空知太神社最高裁判決後に出されたこの判例では、「これらの諸事情を総合的に考慮すれば、（市長）の上記行為は、宗教とのかかわり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である。」とし、諸事情を総合的に考慮して、政教分離原則違反の

有無を判断した。

そして、この最高裁判例の前記判例タイムズの解説文では、「本件は、市長が本件神社に関係する本件発会式に出席して祝辞を述べたという事案であって、宗教的性格のある行事に首長が参加した事案に係る諸事案（例えば、知事の大嘗祭出席についての最一小判平14. 7. 11民集56巻6号1204頁、判タ1105号134頁等）の判断における着眼点が同様に妥当するものといえよう。本判決が、「諸事情を総合的に考慮すれば」として結論を導きつつも、その判断過程において市長の行為の目的及び効果をその中の主要な考慮事情として勘案した説示をしているのは、以上のような事情によるものではないかと考えられる。」と整理して、述べられている。

- (4) 以上、最判の判旨・流れからすると、「宗教的性格のある行事に首長が参加したという、本件のような類型にあっては、前記の中核的・基底的な判断枠組みによる判断をするに当たっては、諸般の事情を考慮しつつも、首長の行為の目的及び効果を主要な考慮事情として勘案すべき」ということになる。

3 本件へのあてはめ

(1) 参拝の目的について

ア 山口県が本件慰霊大祭に参加することとなった経緯や目的は、被告第3準備書面第1-A、第4のとおりである。

すなわち、戦没者慰霊や遺族援護業務等で連携・支援・協力の関係にあった（一財）山口県遺族連盟への礼儀として同連盟からの案内に応じたもので、あくまで社会的儀礼としての参列であり、戦没者及び遺族に対して弔慰・哀悼の意を表すためのものであった。かかる目的は、何ら宗教的意義を持つものではない。

イ この参加の目的の事実認定に関しては、最高裁平成14年7月11日判決（大嘗祭事件）（民集56巻6号1204頁）の最高裁判所判例解説の55

9頁では、「原審は、Yが新聞社の取材等に対して、『大嘗祭への出席については、・・・これに出席して祝意を表すことは社会的儀礼であるとの認識で出席したものである。』旨回答したとの事実を認定しており、Yが天皇の即位に祝意を表すること以上に何らかの宗教的意図、目的等をもって大嘗祭に参列、拝礼したことをうかがわせる証拠はないとしている。・・・参列者は、天皇の即位に祝意を表するための社会的儀礼として大嘗祭に参列したにすぎず、その宗教的意識は希薄であったとみるのが相当であろう。」などとしている。そして、最高裁は知事が大嘗祭に参列した行為は、憲法20条3項に違反しないと判断した。

ウ 前記のとおり、山口県では、以前から、山口県遺族連盟等から、山口県護国神社慰霊大祭の出席の案内を受けて知事らが出席していたところ、このことについて、以前から、日本基督教団宇部緑橋教会等から要望書等が山口県に提出されていた。

これらの要望等に対して、山口県は戦没者遺族等の援護に関する業務を担当していること、多数の遺族が参列していることから社会的儀礼として参列していること、参列して戦没者及び遺族に対する慰謝慰霊の意を表していることといった、参加の目的を説明している（乙17、18号証）。

このように、参加の目的が、社会的儀礼としてのものであり、戦没者遺族に対する弔慰・哀悼の意を表するためのものであることは、村岡知事らが一貫して繰り返し説明しているところであるし、当然のことながら、それ以外の宗教的意図や目的をもって参加したことはないし、それをうかがわせる証拠も当然存在しない。

(2) 本件参加をすることの効果等の諸般の事情について

ア 以下の諸般の事情からすると、村岡知事の参拝や挨拶は、宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。この点については、政教分離に関する最高裁判例で考慮された要素などを参照して、以下

のとおり主張する。

イ 前記のとおり、村岡知事らが本件慰霊大祭で行った行為の持つ意味は、護国神社側の本来的意義（ここでは、玉串拝礼が持つ宗教的意義）を究明することによって決せられるものではない（被告第2準備書面第1-3（1）アの認否理由と就中引用した最判平成5年等における判解の説明を参照されたい）。上記判例の理解のとおり、知事らが行った行為の目的、効果にかんがみ、玉串拝礼がいかなる意味をもたらすかによって判断されることになる。

知事らは、あくまでも戦没者や遺族への弔慰・哀悼の意を表すべく参加しており、宗教的な目的での参加ではない。玉串拝礼を行ったのは、当該式典に参列者として参列出席している以上は、参列者の一員として、そこで定められた次第や形式にしたがったというものであって、積極的に宗教的行為として行ったものではない。

ウ 宗教的儀式への参加や原告が問題視する玉串拝礼について

最高裁平成5年2月16日判決（箕面慰霊祭事件）（民集47巻3号1687頁）の判例がある。

この判例の事案では、地元の戦没者遺族会が忠魂碑前で行った慰霊祭に際し、市の教育長が、昭和51年には神式で挙行された慰霊祭に来賓として参列し、玉串を祭壇に捧げたというものである。なお、昭和52年には仏式で挙行された慰霊祭に来賓として参列し、焼香を行っている。

最高裁は、この事案において、市の教育長の参列や玉串を祭壇に捧げた行為等は、政教分離原則等憲法に反しないとしたのである。

また、最高裁平成14年7月11日判決（大嘗祭事件）（民集56巻6号1204頁）の最高裁判所判例解説565頁では、「津地鎮祭訴訟では、市長が・・・自ら神事の一つである刈初めの儀・・・や玉串奉奠を、箕面忠魂碑訴訟では、市長・・・が戦没者慰霊祭において玉串奉奠をそれぞれ行っているが、これらの行為は、社会的儀礼を行うという専ら世俗的な目的に出たも

のであるとして合憲とされている。」と整理されている。

エ 以上の点からすると、玉串拝礼が神道式の宗教行為であるがゆえに社会的儀礼ではないとか、政教分離原則等憲法に反するという原告らの主張が成り立たないものであることが明らかといえる。

(3) 原告らは、村岡知事が、式典終了後に挨拶をしたことが政教分離原則等憲法に反すると問題視している。

しかし、来賓として招待を受けて式典に参列しているのであるから、社会的儀礼として挨拶を行うことはあるし、また、知事の挨拶の内容も甲2にあるとおり、宗教的な内容ではない。

この点で、原告らは、村岡知事が挨拶の中で、戦没者を「英霊」と読んだことが宗教色が強いとか、それが神道の思想に基づいていると主張する。

これについては、戦没者・遺族に対する弔意・哀悼の意を表するに際し、これらの心情に寄り添う形で、遺族が弔いをされている戦没者を「御英霊」と呼んだというものであって、宗教心や神道の思想に基づいて「英霊」という呼称を用いたのではない。

このとおり、村岡知事が挨拶をしたことについて、それが政教分離原則等憲法に違反するとはいえない。

(4) 箕面慰霊祭事件以外の合憲とされた最高裁判例とも整合すること

箕面慰霊祭事件の他にも、他人が主催する宗教的性格のある行事へ参加して、宗教とのかかわり合いが問題となった最高裁判例としては、以下の判例を指摘することができ、これらで示された考慮要素について、本件に妥当する点を踏まえて主張する。

ア 前記大嘗祭事件判決

最高裁は、大嘗祭は、神道施設が設置された大嘗宮において、神道の形式にのっとり行われたものであるから、知事がこれに参列して拝礼した行為は宗教とのかかわり合いを持つものであると認定したが、政教分離原則等に反

するものではないと判断した。

かかる判断の考慮要素として、最高裁は、知事が、宮内庁から案内を受けて、他の代表等とともに大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまることを挙げたが、これは、知事の行為が受動的、消極的であったことを示すものであろう。

その他、同判例は、知事の参列は、公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、象徴天皇の即位に祝意を表する目的であったことを挙げたが、これは行為の目的が社会的儀礼を尽くすものであったことを示すものであろう。

この点、本件では、知事らは、山口県遺族連盟等から案内を受けて、来賓の一員として参列したものであり、経緯としては、受動的、消極的であった。なお、本件では、参列に際して、玉串拝礼や挨拶もされているが、前記のとおり、これらは社会的儀礼を行うものであったと認められる行為である。

また、その目的も、社会的儀礼として、戦没者及び遺族に対して弔慰・哀悼の意を表するためのものであるといえるのである。

このように、大嘗祭事件の判例で示された考慮要素からしても、本件が政教分離等に反するものではない。

イ 最高裁平成18年6月23日判決（靖国参拝違憲確認等請求事件）（判例タイムズ1218号183頁）

この判例において、最高裁は、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である。上告人らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではないというべきである。このことは、内閣総理大臣の地位にある者が

靖國神社を参拝した場合においても異なるものではないから、本件参拝によって上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。」と判示した。

この判例は、国家賠償請求訴訟であり、請求を行った国民の法的利益が侵害されたが問題とされたケースではあるが、最高裁は、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではない」と判断している。

前記のとおり、目的効果基準の判断に際して、行為の効果は主要な考慮要素であるが、「当該行為の一般人に与える効果、影響」について、最高裁が前記の判断をしていることは重要である。

このことからしても、本件の参加行為が、政教分離原則に反するものではない。

ウ 前記白山比咩神社事件判決

この判例は、市長が神社の鎮座2100年を記念する大祭を奉賛する団体の発会式に出席して祝辞を述べたことが、政教分離規定に違反するかが問題となった事案である。

最高裁は、当該大祭が宗教上の祭祀であり、大祭の諸事業の奉賛を目的とする奉賛会発会に係る行事への出席と祝辞を述べた行為は宗教とのかかわり合いを持つものであるしたが、かかる行為は、政教分離規定違反にはならないとした。

最高裁は、当該大祭が地元にとって観光上重要な行事であり、奉賛会の事業自体が観光振興的な意義を相応に有するものであるとした上で、市長が地元の観光振興に尽力すべき立場にあり、観光振興的な意義を有する事業の奉賛を目的とする団体の主催する発会式に来賓として招かれたのに応じて、市長としての社会的儀礼を尽くす目的で出席等したとした。また、祝辞の内容が、一般の儀礼的な祝辞の範囲を超えて宗教的意味合いを有するものであっ

たともうかがわれないとした。

この事案では、場所が神社内ではなく、式次第も宗教的行事を伴うものではなかったとしており、態様が宗教的色彩がないとしたもので、この点が本件とは異なっている。

しかし、この判例が、市長の行為の目的について、市長が「地元の観光振興に尽力すべき立場にあり」、「観光振興的な意義を相応に有する事業の奉賛を目的とする団体」の発会式に「来賓として招待されたのに応じて」、「これに対する市長としての社会的儀礼を尽くす目的」で行われたと認定して、政教分離規定違反と判断しなかった点は重要である。これらの判示の点を、本件と対照してみると、山口県知事は戦没者の慰霊に関する業務及び戦没者遺族の援護に関する業務を行う立場にあるところ、戦没者の慰霊や戦没者遺族の援護事業を行っている山口県遺族連盟から、本件慰霊大祭に来賓として招待されたのに応じて、多くの遺族が参列する本件慰霊大祭に、知事としての社会的儀礼を尽くす目的で行われた本件と共通している。

よって、この点からしても、本件の村岡知事らの行為が政教分離規定に反するものではないことは明らかといえる。

- 4 以上述べたとおりであり、本件の知事らの行為は、政教分離原則等に違反せず、憲法に違反しない。

以上